

『活力ある農山漁村づくり検討会 国民の共有財産をどう活かすか』

農林水産省ではこのほど、「活力ある農山漁村づくり検討会」の中間取りまとめを公表した。高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村地域において、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンやその実現のため、有識者からなる検討会を開催、議論を行ってきた。今後以下の3点を基本的視点として必要な方策を提示していく。(1) 農山漁村に住む人々がやりがいをもって働き、家族を養っていけるだけの収入が確保されなければならない(2) 今後更に人口減少・高齢化が進む集落においても、人々が安心して暮らし、国土が保全され、多面的機能が発揮されるよう、地域間の結び付きを強化しなければならない(3) 魅力ある農山漁村は国民の共通財産である。農山漁村の直面する課題を農山漁村だけの問題として捉えるのではなく、都市住民も含め、国民全体の問題として考えなければならない。

今年8月の世論調査では、農山漁村への定住願望のある都市住民が31.6%と、平成17年に比べて10ポイント以上アップ、子育てにも適していると回答しているが、すぐにでも農山漁村へ移住したいと考える者の数はまだ多くない。本検討会では最終取りまとめに向け、更なる議論を深めていくとしている。



『年金事務所の適正届出の調査進む』

年金事務所による社会保険未加入企業への加入促進のみならず、すでに加入済みの企業に対しても年金事務所の調査・指導が強化されている。調査・指導のポイントは、本来加入すべき従業員を加入させていない、適正な報酬での届出をしておらず、保険料に誤差が生じているなどがある。算定基礎届提出時に調査対象とされた事業所も多いと思うが、実際、平成25年度における調査事業所数は463,075事業所となっており、そのうち届出の漏れや誤りを指摘された事業所は42,388となった。約9.2%の事業所でなんらかのミスが発見されており、結果として18,178人の新規加入者、180,485件の報酬額訂正が発生している。賃金台帳を一目見ればわかるような報酬額の届出ミスもあるようだが、たとえば事実を隠ぺいするために一部の従業員の賃金台帳を持参せずに済まそうとしたところ、源泉所得税の領収書に記載された支払い人数との不一致を指摘され発覚することもある。加入すべき従業員を加入させていない事業所が調査を受けた場合、発覚する可能性は高く、事業所としては覚悟を決める必要があるだろう。なお、従来の方針通り、年金事務所では平成24年度からの4年間ですべての適用事業所に対して調査を行う方針だ。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。

＜冬季休業のご案内＞

平成26年12月28日(日)から平成27年1月4日(日)まで休業させていただきます。
 次回の発信は1月5日(月)1053号になります。よろしくお願いたします。

